学振助三第１２号
令和４年１２月２０日

関係各研究機関代表者　殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長　　杉野　剛
（公印省略）

令和４(2022)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（国際共同研究加速基金（国際先導研究））の交付内定について（通知）

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が交付を行う令和４(2022)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）のうち、国際共同研究加速基金（国際先導研究）について、別添「令和４(2022)年度交付内定一覧」（以下「内定一覧」という。）のとおり交付内定をしましたので通知します。また、今回交付内定をしなかったものは不採択となりましたので、併せて通知します。
ついては、内定一覧に基づく審査結果を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより助成金の交付を希望する場合には、下記の提出書類を提出してください。

記

Ⅰ　提出書類及び提出期限

別紙１「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の内容を確認した上で、下記の提出書類を日本学術振興会研究助成第三課に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1)必ず提出する書類		
①　交付申請書（様式D-2-1） ②　支払請求書（様式D-4-1）	研究代表者	令和5(2023)年 1月17日（火）
(2)必要に応じ提出する書類		
③　交付申請の辞退届（様式D-7） ④　研究代表者の転出報告書（様式D-8） ⑤　育児休業等に伴う交付申請留保届（様式D-10） ⑥　間接経費の辞退届（様式D-11） ⑦　研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式D-13）	研究機関	令和5(2023)年 1月12日（木）

Ⅱ　提出方法

科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により日本学術振興会へ提出してください（別紙２参照）。

なお、上表のうち、⑦については、様式を日本学術振興会のホームページよりダウンロードの上、作成した様式を電子申請システムにてアップロードして提出してください。各様式の詳しい提出方法は日本学術振興会のホームページ(URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/09_how_to_submit/yoshiki_syosai.html)を御覧ください。

＜様式掲載URL＞
URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/17_koufu/index.html

※印刷物の郵送による提出は不要です。

交付申請書、支払請求書の作成及び確認に当たっては、同ホームページにおいて、「学術研究助成基金助成金交付申請書・支払請求書チェックリスト（研究機関用）」を掲載していますので御活用ください。

Ⅲ　「研究環境を確保するための経費」及び「スタートアップ経費」の措置について

国際先導研究は、優れた研究チームによる国際共同研究への支援を通じ、優秀な若手研究者の育成を目指すため、応募された研究費とは別に、「若手研究者が国際共同研究に参加しやすい研究環境を確保するための経費」（以下「研究環境を確保するための経費」という。）及び「本研究種目の研究期間内にテニュア職の研究者（テニュアトラックを含む）として研究機関に採用された研究分担者（ポストドクター）、研究協力者（ポストドクター、大学院生）に対するスタートアップ経費」（以下「スタートアップ経費」という。）を措置します。

各経費は、直接経費として交付します。また、当該研究課題の他の直接経費と区別することなく（合算して）執行でき、実施状況報告・実績報告は他の直接経費と区別せずまとめて行うこととします。なお、中間評価等において、本経費の活用状況等（使途、研究活動への貢献状況等）の確認を行います。

「研究環境を確保するための経費」は、研究課題の遂行に必要な経費で、直接経費から支出可能なものを対象（例：研究支援者の雇用、海外渡航費、研究設備、備品、什器類、図書、スペースチャージ等）とするものです。

配分額は内定一覧に記載しているとおりです。令和４(2022)年度助成金と合わせて交付申請時に支払請求することになりますが、補助事業期間全体を通じた計画に基づき執行してください。また、研究分担者に配分することも差し支えありませんので、併せて研究代表者へ周知してください。

「スタートアップ経費」については、別紙３のとおりですので、内容を研究代表者に周知してください。

Ⅳ　留意事項

１．今回、適用することを予定している交付条件は別紙４のとおりですので、内容を研究代表者に周知してください。

２．交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」（別紙５）について、研究者に確認を求めています。この確認事項において、研究代表者と研究分担者が既に研究倫理教育の受講等を行ったことを確認すること、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。

また、本内容は本会のホームページに掲載していますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者等にも必ず周知し、理解してもらうよう各研究代表者に周知してください。

URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

３．本内定通知日以降直ちに研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、交付申請を行う各研究代表者に周知願います。必要な経費は、助成金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて助成金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

４．国際先導研究は、研究組織（研究代表者、研究分担者）を複数名で構成する研究計画を対象としているため、交付申請時に確認します。交付内定後にこれを満たさなくなった場合は、交付申請書提出までに、複数名の研究組織を構成してください。複数名の研究組織を構成することができない場合は、交付申請を辞退してください。

５．交付決定は令和５(2023)年１月下旬頃、送金は令和５(2023)年２月下旬頃に行う予定です。

６．交付申請書に含まれる個人情報は、助成金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、政府標準利用規約※に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に収録し公開する予定です。

※【参考：政府標準利用規約（第2.0版）（平成27年12月24日決定 各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議）】

URL：https://www.digital.go.jp/resources/open_data/

７．交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究分担者を変更する必要が生じた場合には、速やかに「Ⅴ　提出先・問い合わせ先」に連絡してください。

８．今回、交付の内定を行った研究課題の研究代表者又は研究分担者のうち、本件通知日時点で、e-Rad上でエフォートの合計が１００％を超過している研究者（以下「超過者」という。）については、その旨を別途連絡します。当該連絡があった場合は、交付申請書の提出までにe-Radに

登録されているエフォートを修正する必要があり、エフォートが１００％を超過している状態が解消されるまで、超過者が研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については、交付決定を行いません。超過者に対しての連絡等の詳細は、平成３０年３月２２日付け事務連絡「科学研究費助成事業における平成３０年４月１日以降のエフォート管理について」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1402832.htm）を確認してください。

９．科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出する必要があります。令和３(2021)年４月以降において両チェックリストの提出がない研究機関に所属する研究者が、研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については、交付決定を行いませんので、該当する場合は速やかに提出してください（令和３(2021)年４月以降に別途、両チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。詳細は公募要領を確認してください。

１０．採択となった応募研究課題の審査結果の所見を研究代表者に開示するとともに、審査結果の所見の概要を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）において広く公開します。公開前には、研究代表者に対して、別途内容をあらかじめ確認します。１月下旬頃までに研究代表者宛てに確認依頼を通知（電子メール）しますので、各研究代表者へ周知してください。

１１．不採択となった応募研究課題の研究代表者には、別途令和５(2023)年２月上旬（予定）までに電子申請システムにより、審査結果の開示を行う予定です（参考２参照）。

１２．平成２９年２月１７日付けで文部科学省より関係機関宛に参考３の通知が発出されています。ついては、貴研究機関所属の研究代表者及び研究分担者に周知（他の機関所属の研究分担者にも研究代表者を通じて周知）してください。また、貴研究機関において研究代表者及び研究分担者からの申し出を受ける等により、国際連合安全保障理事会決議第２３２１号の主文１１に該当する可能性のある事実を把握した場合には、「Ｖ　提出先・問い合わせ先」に報告してください。

１３．科研費による研究活動を行う研究者は、当該研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報（当該研究者の研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・整備等による支援に関する情報を含む）について、研究機関の取扱いに基づき研究機関と適切に共有する必要があります。
※参考：
【競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和３年12月17日改正　競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）】
URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf
【研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月27日　統合イノベーション戦略推進会議決定）】
URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf
【研究インテグリティに関する検討（内閣府HP）】
URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html

１４．科研費による研究活動を行う研究者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することとしており、研究機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制を整備する必要があります（参考４参照）。

Ｖ　提出先・問い合わせ先

〒102-0083　東京都千代田区麹町５－３－１
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第三課 国際科学研究費第二係
TEL 03-3263-1888
e-mail kksi-kaken2@jsps.go.jp

（添付書類）
別　添「令和４(2022)年度交付内定一覧」
別紙１「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」
別紙２「電子申請システムを利用した交付申請について」
別紙３「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」における「スタートアップ経費」について」
別紙４「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」（予定）
別紙５「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」
参考１「科研費振込口座の開設及び登録（修正）について」

参考２「電子申請システムを利用した審査結果の開示について」
参考３「国際連合安全保障理事会決議第２３２１号の厳格な実施について（依頼）」（平成２９年２月１７日付け　文部科学省大臣官房国際課長通知）
参考４「外為法の遵守徹底及び安全保障貿易管理に係る体制整備について」（経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課）